

スマートアグリ「研究テーマ」共同開発覚書

スマートアグリ研究会（以下甲という）とスマートアグリ研究会メンバー（以下構成員それぞれを乙という）で、「研究テーマの開発」に関して以下のとおり覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、甲における「研究テーマ」を乙等の共同開発で研究促進し、「研究成果」を「事業化」して農業に貢献することを目的とする。

第2条（定義）

本覚書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- (1) 「研究テーマ」とは、甲と乙等が共有する開発目的をもった研究名であり、乙等の同意の下、本覚書書の研究テーマとすることを明確にした上で甲の議事録に記載した内容をいう。
- (2) 「研究成果」とは、共同開発して行われた成果物で設計図書、実験成績書や見積仕様書などをいう。
- (3) 「事業化」とは、対象となる研究テーマが個別の販売先に取引契約締結されたことをいう。

第3条（共同開発の役割分担）

「研究テーマ」の開発役割分担は、乙が主務とする領域を担当して開発を実施し、事業化を目指して取り組むものとする。

2. 「研究テーマ」を複数の乙が共同で担当する場合は、乙の夫々が受け持つ領域を予め決めて担当する。

第4条（共同開発費用の負担）

開発の費用は、開発領域を担当する乙が負担する。但し、当事者の乙にとって著しく負担となる研究費については、共同開発に参加している乙等の間にて協議のうえ、その分担を決定する。

第5条（共同開発情報等の共有）

乙等は、本共同研究を実施するために必要な情報、資材・資料（以下「資料等」という）について、相互に無償による提供または開示を行うものとする。

第6条（第三者との共同研究の禁止）

乙等は、甲の同意なしに本研究テーマと同一目的となる共同開発を第三者又は乙との間で行ってはならない。

第7条（事業化の還元）

乙は、乙により本研究テーマを事業化した場合、甲に契約金額の「3%」を還元するものとする。

2. 乙から還元された金額は、甲における次期の研究テーマの調査などに活用するものとする。
3. 乙が甲に還元する期間は、事業化決定日から2ケ年間とする。

第8条（利用発明等）

乙等は、研究成果及び研究テーマに基づく開発過程において、発明、考案、創作、作成等（以下「発明等」という）をなした場合、当該発明等をなした者に原則として特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権（特許・登録を受ける権利を含む）が帰属することに同意する。

2. 乙は、共同開発された「研究テーマ」に関する知的財産権を出願する場合、その内容を甲および他の乙に文書等により事前に通知しなければならない。
3. 甲は、前項の通知があった場合、その都度協議し当該利用発明等の取扱いについて決定するものとする。

第9条（離脱）

乙は、甲に書面にて通知することにより本覚書の研究テーマから離脱することができるものとする。この場合、第6条の規定の効力は離脱後5年間はなお有効に存続するものとする。

第10条（協議）

甲乙等双方は、本覚書を尊重し、本覚書に定めのない事項および本覚書条項中疑義の生じた事項について誠意をもってその解決にあたるものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。